

「中核病院小児科」「地域小児科センター」の登録システム

1) 「中核病院小児科」「地域小児科センター」の登録プロセス

ステップ1: 日本小児科学会各都道府県会長から地方会モデル案策定委員会への依頼

日本小児科学会各都道府県会長は各都道府県の地方会モデル案策定委員会に「中核病院小児科」「地域小児科センター」候補の病院小児科の選定を依頼する。

ステップ2: モデル案策定委員会による「中核病院小児科」「地域小児科センター」

の推薦

各都道府県モデル案策定委員会は各都道府県の医療計画にもとづいた「中核病院小児科」「地域小児科センター」候補を協議選定し、日本小児科学会各都道府県会長に推薦する。自薦でもかまわない。

中核病院小児科は原則として、大学病院本院と全国総合小児医療施設協議会に参加している子ども病院とし、地域小児科センターは原則として小児医療圏に一か所だが、地域の事情に応じて複数施設の推薦でも構わない。ただし、各都道府県の医療計画に合致していることが前提条件となる。中核病院小児科であっても地域小児科センター機能を果たしているとされる場合は、同じ病院が中核病院小児科と地域小児科センターを兼ねることができる。

ステップ2の締め切りは2012年12月31日とする。

ステップ3: 日本小児科学会各都道府県会長からの「チェックリストおよび実情調査

票」の「調査・分析委員会」への提出

日本小児科学会各都道府県会長は、モデル案策定委員会から推薦を受けた病院小児科の責任者に、「中核病院小児科」「地域小児科センター」のチェックリストおよび実情調査票の記入を依頼し、記載された「中核病院小児科」「地域小児科センター」の「チェックリストおよび実情調査票」を日本小児科学会の「調査・分析委員会」に提出する。

単一の医療圏に複数の地域小児科センターがある場合においても、施設ごとにチェックリスト・調査票の提出をする。地域小児科センター機能を合わせて持つ中核病院小児科においては、中核病院小児科・地域小児科センター、両方のチェックリストと調査票を提出する。

ステップ3の締め切りは2013年1月31日とする。

ステップ4: 調査・分析委員会による調査・分析

日本小児科学会の「調査・分析委員会」は、「中核病院小児科・地域小児科センター暫定基準」にもとづいて「チェックリストおよび実情調査票」の調査・分析を行い、その結果を日本小児科学会会長へ報告する。

ステップ5：日本小児科学会理事会による公開項目および公開時期の決定

日本小児科学会会長は、調査・分析委員会からの報告資料を理事会で審議し、調査・分析されたデータの公開項目および公開時期を決定する。会長は調査・分析の結果を公開する。

2) モデル案策定委員会

各都道府県のモデル案策定委員会の委員長およびその構成員については日本小児科学会各都道府県会長に一任する。

日本小児科学会地方会から2名、日本小児科学会代議員2名、小児救急担当病院医長2名、小児科医会から1名、大学医局の代表1名など10名くらいで構成するのが望ましい。オブザーバーとして県の医療計画の担当者を入れる。